

コロナ感染リスク低減補助金(環境省)

※大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業。



項目	内容	
執行団体	一般社団法人静岡県環境資源協会(SERA)	
予算/事業期間	約30億円(令和2年度補正予算)/単年度事業	
対象事業	全熱交換型の換気設備の導入(更新・増設・新設)及び高効率な照明・空調設備等の改修(新築の場合は新設を含む)※1原則として対象室内の必要換気量を一人あたり毎時30m ³ 以上 ※2照明や空調に関しては全熱交換器の導入が必須で、全熱交換器が設置されている室内に限る。	
対象施設(民間のみ対象)	総合スーパー、小売店、飲食料 卸売店、不動産賃貸を行う事務所、ホテル、旅館、酒場、食堂、レストラン、フィットネスクラブ、結婚式場、理美容室、興行場、病院、老人ホーム、福祉ホーム	
補助率	中小企業(個人事業主を含む)2/3、中小企業以外は補助率は1/2 ※医療法人、社会福祉法人、学校法人の常時使用する従業員300人以下も対象とする。 ※財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)は中小企業の定義に基づき対象とする。	
補助上限額	全熱交換器1000万円、照明空調1000万円	
対象施設(新築・既設)	新築OK、既設OK	
補助対象設備	高機能換気設備(導入必須)	全熱交換器(JIS B 8628に規定されるもの。導入に当たっては、必要換気量1人当たり毎時30m ³ 以上を確保すること)・熱交換率40%以上(JIS B 8639で規定)
	空調設備	高効率機器に限る(PAC等トップランナー基準の対象設備はその基準値以上であること。GHPはグリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」で示すガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のAPFP値以上であること) ルームエアコン 冷房効率区分(い)を満たす機種に限る。
	照明設備	LED等高効率機器及び器具に限る。・管球交換不可。非常灯、誘導灯等法定設備にあたるものは補助対象外
	電気設備	補助対象となる省エネ機器の設置に伴い必要と認められる場合に限る
	工事費	補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る
補助対象にならない設備	空気清浄機、次亜塩素酸噴霧器、エアカーテン、紫外線照明等	
事業期間	単年度(令和3年1月31日まで)	
申請代行	建築設備の知識を有する者に認める(途中変更は認めない)	
申請について	応募申請→交付申請→随行報告→完了実績報告→事業報告3年間	
応募申請	6月12日~7月10日	
応募 採択	7月下旬	
交付申請	7月下旬から	
交付 決定	8月中旬から	
入札及び契約	8月中旬から9月上旬から	
中間報告/遂行報告	8月上旬	
工事開始	8月下旬か9月中旬	
事業完了	1月31日	
実績報告	2月10日	
確定検査	3月中(現地調査は必要に応じて)	
補助金入金	3月中	
実施状況報告	3年間	

全熱交換器について

■一般換気の場合

換気すると熱も一緒に出てしまう。

■全熱交換換気の場合

熱は室内にとどめて空気だけ入れ替え。